

「ICTで人の流れを呼び込む教育・産業づくり推進プロジェクト」に係る
「(仮称) 島田市 ICT コンソーシアム」への参画事業者募集要領

本市では、国の交付金である地方創生推進交付金を活用し、平成 29 年度から平成 32 年度までを実施期間とする「ICTで人の流れを呼び込む教育・産業づくり推進プロジェクト」を実施するにあたり、産官学金労の幅広い分野の団体等と民間事業者で組織する「(仮称) 島田市 ICT コンソーシアム」(以下「コンソーシアム」という。)を設立します。

現在、本コンソーシアムの規約及び事業方針等を検討するため、産官学金労の団体等で設立準備会を設置しており、今回、本設立準備会において、本コンソーシアムへ参画し、事業の企画・提案・実施等をする民間事業者を募集いたします。

「ICTで人の流れを呼び込む教育・産業づくり推進プロジェクト」

■プロジェクトの目的

現在、日本では、急速に進む少子化、超高齢化による本格的な人口減少社会に突入しており、本市においても同様の状況となっています。特に、本市においては、若年世代の転出超過や生産年齢人口の減少、また、主要産業における生産額の伸び悩み及び人材不足が喫緊の課題となっています。

これらの課題に対して、教育、産業分野への ICT の導入・活用を推進し、地元産業の生産性、競争力の向上を図る中で、新たな産業、新たな雇用の創出を生み出すとともに、若年世代から、地元での就職や UJ ターン先として選ばれるまちを目指し、地域経済の持続的な発展の実現を目指します。

また、結婚、子育て、介護等の様々な理由により、働きたくても働くことが難しい市民を「潜在ワーカー」として捉え、時間と場所に捉われない働き方を可能とする「クラウドソーシング」の導入を推進し、産業分野における人材不足の解消につなげるとともに、市民一人ひとりの所得向上を図り、将来に夢や希望を持つことができる持続可能な「暮らしやすいまち」の実現を目指します。

併せて、今後、様々な分野への応用、活用が益々進むと予測される ICT・IoT などの先進技術によって、課題を克服、解決できる人材の育成を幅広い年代で行い、これらの取組を一体的に推進することにより、人口減少の克服と地域経済の持続的な発展を実現するため、このプロジェクトを実施します。

■事業期間

平成 29 年度～平成 32 年度（4 年間）

■事業費（平成 29 年度～平成 32 年度）

396,500 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。

※ただし、本事業の財源である地方創生推進交付金の交付決定額が減額となった場合、減額後の積算上限額の範囲内で、本市とコンソーシアムとの双方協議による合意を経て、事業を実施します。

■事業概要

- ・人材育成事業・・・将来の島田市を担う ICT 人材の育成を推進します。
- ・産業 ICT 導入推進事業・・・あらゆる産業分野への ICT 導入・活用を推進し、地域経済の持続的な発展を図ります。
- ・クラウドソーシング事業・・・時間と場所に捉われない働き方を可能とする「クラウドソーシング」の導入を推進し、市民一人ひとりの所得の向上を図ります。

【1】(仮称) 島田市 ICT コンソーシアムについて

本プロジェクトは、産官学金労の幅広い分野の団体等と民間事業者で構成する組織を設立し、それぞれの専門性を生かし、連携・協力することにより、効果的な事業を実施していきます。

【組織の構成及び参画機関(予定)】

種別	区分	団体名等
(仮称) 特別会員	産	島田商工会議所、島田市商工会 等
	官	島田市 等
	学	静岡県立大学、島田商業高校、島田工業高校、島田市校長会 等
	金	島田市内金融機関(8行)
	労	島田市公共職業安定所、島田・榛北地区労働者福祉協議会 等
(仮称) 本会員	民	<u>コンソーシアムでの実施事業の企画・運営等を行う民間事業者</u>
(仮称) 一般会員		今後、コンソーシアム内に立ち上げを予定している、個別のプロジェクトへの参画する事業者(今後、随時募集予定)

【2】本プロジェクトの事業費・事業内容等について

本プロジェクトに係る事業費(国の内示額)は下表のとおりです。

ただし、本プロジェクトは、毎年度、国に対し、交付金の交付申請を行うこととなっているため、財源である交付金の交付決定額が減額となった場合、減額後の積算上限額の範囲内で、本市とコンソーシアムとの双方協議による合意を経て、事業を実施します。

また、平成30年度以降の事業費の配分については、未定であり、前年度実施事業の成果等を評価、検証したうえで、事業計画、予算を組むこととなります。

事業区分	事業名	事業概要	平成29年度 事業費	平成30年度 事業費	平成31年度 事業費	平成32年度 事業費
人材育成事業	ICT教育推進事業	ロボット等を使ったプログラミング体験学習	18,000千円	124,500千円	103,500千円	66,500千円
	ICTエキスパート養成事業	幅広い年代を対象にしたICTエキスパートの養成	16,000千円			
産業ICT導入推進事業	ICT導入促進	IoT研究開発、実証実験	24,000千円			
クラウドソーシング事業	クラウドソーシング運営事業	クラウドソーシングワーカー、ディレクターの育成、企業発注体験等	44,000千円			
合計			102,000千円			

【3】募集内容・募集要件・企画提案書について

1 募集内容

本要領における募集内容は次のとおりです。

- ・【1】のコンソーシアム内で、表内の「(仮称)本会員」となり、他の機関(予定)と連携・協力し、事業の企画・提案・実施をする民間事業者を募集します。

※「(仮称)本会員」と「(仮称)一般会員」について

「(仮称)本会員」・・・コンソーシアムにおいて、事業の企画・提案・実施等、コンソーシアムの中心的な役割を担う会員

「(仮称)一般会員」・・・コンソーシアム設立以降、随時、立ち上げを予定している個別のプロジェクトへ参画する会員等

- ・応募にあたっては、コンソーシアムで実施する事業について、企画提案書を作成し、提出していただきます。
- ・提出いただいた企画提案書及びプレゼンテーションにより審査を行い、事業者を決定します。

2 募集要件

本募集に応募する者は、次に掲げるいずれの条件も満たす複数事業者(3社以上)による共同事業体(以下「共同事業体」という。)とします。

- (1) 法人若しくは団体(以下「法人等」という。)で、市内に本社又は主たる事務所を有するものを半数以上含む共同事業体であること。
- (2) 共同事業体を代表する法人等(以下「代表団体」という。)は、市内に本社又は主たる事務所を有する者であること。
- (3) 本募集に応募する時点において、【2】の「本プロジェクトの事業費・事業内容等について」の表内に示す3つの事業区分(人材育成事業・産業ICT導入事業・クラウドソーシング事業)の役割が共同事業体の構成員の中で明確に定められていること。
- (4) 共同事業体を構成する全ての法人等が、以下のア～オのいずれも満たしていること。
 - ア 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有し、誠実かつ確実に履行することができること。
 - イ 島田市に対し、一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書を提出していること。
 - ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項の規定に該当しないこと。
 - エ 島田市入札参加制限等措置要綱による指名停止措置期間中の者でないこと。
 - オ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号及び第6号の規定に該当しない者であること。

3 企画提案書の作成

本募集への応募にあたっては、【2】の「本プロジェクトの事業費・事業内容等について」及び以下の「【事業内容】(1)～(3)」に掲げる事業について、次の点に留意し、企画提案書を作成してください。

【留意事項】

- ・本プロジェクトの目的に沿った4年間の事業提案とすること。
- ・【2】の「本プロジェクトの事業費・事業内容等について」の表内に示す事業費を上限額とした提案内容とすること。なお、平成30年度以降の事業区分ごとの事業費の配分は未定であるため、平成29年度の事業費配分を踏まえたうえでの提案とすること。
- ・「人材育成事業」、「産業ICT導入推進事業」及び「クラウドソーシング事業」の3つの事業を1セットとした事業提案をすること。(1事業のみ、2事業による提案は不可)
- ・事業間での連携を図り、一体的な事業とすることにより相乗効果が見込まれるような提案とすること。
- ・ICT、IoT、AI等について、国及び県の動向を捉えた事業提案とすること。
- ・本事業は、国の地方創生推進交付金を活用した事業であるため、事業提案に当たっては、次のア)～ウ)を踏まえた提案とすること。
 - ア 「島田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げられている基本的な考え方、基本目標の達成に向けた提案内容とすること。
 - イ 地方創生推進交付金制度要綱及び地方創生推進交付金の取扱い等を遵守した提案とすること。
 - ウ 本プロジェクトに係る地域再生計画に設定している次の数値目標(KPI:重要業績評価指標)の達成に向けた提案内容とすること。

【数値目標(KPI:重要業績評価指標)】

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
20～30代の転入者数	41人	53人	66人	82人
クラウドソーシングによるしごと創出数(件)	21件	82件	123件	185件
市内企業でICTを新たに導入した企業数	2社	8社	12社	16社

【事業内容】

(1) 人材育成事業

- ・今後、様々な分野への応用、活用が益々進むと予測されるICT・IoTなどの先進技術によって、課題を克服、解決できる人材育成を目的とした事業。
- ・ICT、ロボット、プログラミング等、今後、需要の拡大が見込まれているICT人材の「裾野」を広げる事業。
- ・地元企業や高校生等と協力した事業とし、地元就職やUターンの意識づけを図る事業。

(2) 産業分野への ICT 導入促進事業

- ・市内産業が抱える人材不足や生産性の伸び悩みといった課題に対し、ICT・IoTの有効性、効果を周知し、ICT導入に関する機運の醸成を図る事業。
- ・ICT導入により課題解決を図る事業者に対し、相談から導入、活用までを一体的に支援する仕組みを構築し、生産性、競争力の向上を図る事業。
- ・市内外の先進企業とのマッチングの機会を設け、新たなビジネス、新たな雇用の創出を図る事業。
- ・ICT、IoTを活用した新たな技術開発や研究、実証実験等を行い、市内産業の課題解決、地域経済の活性化を図る事業。

(3) クラウドソーシング事業

- ・結婚、子育て、介護等の様々な理由により、働きたくても働くことが難しい市民を「潜在的な働き手（ワーカー）」として捉え、時間と場所に捉われない働き方を可能とする「クラウドソーシング」の仕組みを構築すること。
- ・市民や市内事業者に対して、クラウドソーシングの普及、啓発を促進し、市民一人ひとりの所得向上、事業者が抱える人材不足等の課題解決を図る事業。
- ・様々な技術、知識、経験等を持った人が育児や介護等を理由に働きたくても働くことができないという課題を克服し、市民一人ひとりが活躍できる機会を創出する事業。

【4】応募の流れ・提出書類について

1 スケジュール

①募集要領等の公表	2月20日(月)
②参加表明書の受付期間	～ 2月24日(金)17:00
③質問の受付	～ 2月24日(金)17:00
④質問の回答	2月28日(火)17:00
⑤提案書の受付期間	3月3日(金)9:00 ～ 3月7日(火)17:00
⑥書類審査	3月8日(水) ～ 3月9日(木)
⑦プレゼンテーション審査	3月15日(水)予定
⑧審査結果通知・公表	3月17日(金)予定

2 参加意思表示と辞退

(1) 提出書類

本募集に対する参加意思については、以下の手続きをとってください。

ア 参加する意思がある場合には、参加表明書【様式1】に必要事項を記載のうえ、電子メールにて送付すること。

イ 電子メールでの着信を当市で確認した場合には、参加表明書が送付されたメールアドレス宛に確認の電子メールを送信する。

ウ 参加表明後、事情等により参加を辞退する場合には、速やかに辞退理由等を記載した参加辞退届（任意様式）を提出すること。

(2) 提出期限

平成 29 年 2 月 24 日（金）17 時まで

(3) 提出先

「募集申込先・問合せ先」参照

3 質問の受付

- ・平成 29 年 2 月 24 日（金）までに、戦略推進課宛の電子メールにより提出してください。
- ・電話及び来庁による質問については受け付けません。
- ・質問への回答は、電子メールにて行います。
- ・応募者に共通すべき情報が新たに発生した場合には、参加者へ電子メールにて通知します。

4 企画提案書の提出

(1) 提出書類（審査の対象となる書類）

- ・企画提案書【様式 2】
- ・実施計画書【様式 3】
- ・実施体制説明書【様式 4】
- ・事業スケジュール【様式 5】
- ・その他、島田市長が必要と認めるもの

(2) 提出期限

平成 29 年 3 月 3 日（金）から平成 29 年 3 月 7 日（火）まで

※ただし、土日は除く。各日の受付については、9 時から 17 時まで。

(3) 提出先

「募集申込先・問合せ先」参照

(4) 提出部数

15 部

(5) 企画提案書等の提出方法

「提出先」まで直接持参するか、又は郵送してください。なお、郵送の場合は、配達記録等によるものとし、期限日時までに必着としてください。

【5】審査について

1 審査

審査は、企画提案書等の内容確認とプレゼンテーションにおける審査で行います。

(1) 審査方法

ア 書類審査（1次審査）

事前に、提出された企画提案書について、事務担当職員（戦略推進課等）による審査を行います。また、その結果を（2次審査）審査員に配付し、より効果的に2次審査ができるようにします。企画提案書を提出した者が多数の場合は、1次審査の結果を元に3者程度を選定します。

イ プレゼンテーション審査（2次審査）

企画提案書を提出した提案事業者にプレゼンテーションを行っていただき、その内容等を書類審査の結果と併せて、事業内容等が目的にかなっているか、企画提案における確性、実現性、独創性等を総合的に判断し、得点の高い提案者を採用候補者として決定します。

(2) プレゼンテーション審査実施概要

- ・日時 平成29年3月15日（水）予定
- ・場所 島田市役所（※詳細な日時、場所については、別途通知します。）
- ・参加人数 3名以内
- ・説明時間等 1事業者につき、プレゼンテーション（約20分）と質疑応答（約10分）の約30分以内とします。
- ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書のみを用いることとし、追加資料、パソコン、プロジェクター等は使用しないものとします。

(3) 企画提案の審査に伴う評価基準

企画提案は、【別表1】の評価項目を審査し、提案された企画の着眼点、執行体制などを総合的に判断します。

(4) 審査結果の通知及び公表

ア 1次審査結果通知

企画提案書を提出した者全てに、平成29年3月9日（木）までに電子メールにて通知します。

イ 2次審査結果通知

2次審査に参加した者全てに、企画事業者募集審査結果通知書【様式6】により、平成29年3月17日（金）までに通知します。

ウ 2次審査結果の公表

2次審査の結果について、ホームページへ公表します。なお、公表する範囲は、以下のとおりとします。

- ① 最高得点者（代表団体名）の名称
- ② 全ての参加者（代表団体名）の名称
- ③ 審査項目及び配点表
- ④ 全ての参加者（代表団体名）の評価点（その際、最高得点者以外の事業者名は伏せる）

(5) その他

審査の経緯及びその内容に関する問合せには応じません。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けないものとします。

【6】注意事項・ホームページ・募集申込・問合せ先

1 注意事項

- (1) 本募集に要する経費は、すべて参加者の負担とします。
- (2) 提出書類の追加・変更は原則として認めません。
- (3) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。なお、提出書類は、この公募の審査以外の目的には使用しません。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は、本公募への参加を無効とします。
 - ア 「参加条件」に記載した条件を満たさなくなったとき
 - イ 必要な提出書類が揃っていない場合（必要事項の未記入及び押印漏れを含む。）
 - ウ 「提出書類」に虚偽の記載や重大な不足や不備があった場合
 - エ その他、本募集要領の記載事項を遵守しない場合

2 ホームページ

申請書類の様式等は、以下のホームページからダウンロード可能です。

URL <http://www.city.shimada.shizuoka.jp/chihososei/chihousei/ictsankaku.html>

3 募集申込先・問合せ先

〒427-8501

静岡県島田市中央町1番の1

島田市市長戦略部戦略推進課 地方創生担当（担当 小野・太田原）

（島田市ICTコンソーシアム設立準備会事務局）

TEL 0547-36-7127

FAX 0547-36-7251

E-mail senryakusuishin@city.shimada.lg.jp

【別表1】

「ICTで人の流れを呼び込む教育・産業づくり推進プロジェクト」に係る
 「(仮称)島田市ICTコンソーシアム」への参画事業者募集における審査基準
 (1次審査、2次審査共通)

提案の評価は、下記の評価項目及び評価の視点に基づき採点する(35点満点)。

評価項目	評価の視点	配点
本業務を遂行する能力	本業務を遂行するために必要な人員・体制を構築しているか。また、共同事業体を構成する構成員の役割と責任が明確に示されているか。	5点
	共同事業体の代表団体は本業務全体を統括する能力を有しているか。	5点
提案内容に対する適切性・有効性	募集する事業の目的、内容に合致したものとなっているか。	5点
	「島田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げられた基本的な考え方、目標に沿った提案となっているか。	5点
	市が抱える課題(生産年齢人口の減少、人材不足、主要産業における生産額の減少等)を克服する提案となっているか。	5点
	市内の事業者が保有する技術、人材等を最大限活用し、効率的に実施するものとなっているか。	5点
本業務の遂行の確実性	実施体制、事業スケジュール等、本業務の実施計画が無理なく組み立てられており、本業務の確実な実施・運営が見込まれるか。	5点

留意事項

- 1 評価は、原則として、評価項目ごとに、「5 優れている、4 やや優れている、3 普通、2 やや劣っている、1 劣っている」の5段階で行う。
- 2 評価点の合計は、35点満点であるが、評価点の合計が21点未満の評価をされた案件は、1次審査合格としない。※評価点の合計とは、審査委員全員の平均とする。
- 3 各評価項目において、「1 劣っている」の評価がされた案件は、1次審査、2次審査とも合格としない。